

告 示

埼玉県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや川越旭町ショッピングセンター

埼玉県川越市旭町二丁目十二の十二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

株式会社サビアコーポレーション 代表取締役 吉村亨

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

株式会社サビアコーポレーション 代表取締役 関晴夫

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏

名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社ウエルパーク 代表取締役 山田一雄

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外未定

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社ウエルパーク 代表取締役 柿内宏一

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社セリア 代表取締役 河合宏光

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

八 変更年月日

平成二十五年二月一日外

二 届出年月日

平成二十六年七月四日

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課